

Title	特定物売買における果実収取と危険負担の関係 (一)
Sub Title	La relation entre la perception des fruits et la théorie des risques dans la vente d'un corps certain (1)
Author	前田, 敦(Maeda, Atsushi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.4 (2003. 4) ,p.23- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030428-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030428-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 特定物売買における果実取収と危険負担の関係（一）

前 田 敦

- 一 はじめに（本稿のねらい）
- 二 フランス法における果実取収の構造
  - （一） ボティエ
  - （二） フランス民法の成立
  - （三） 一九世紀の学説
    - （1） 一六一四条
    - （2） 一六五二条
    - （3） 整理および若干の考察
  - （四） 二〇世紀以降の学説
- 三 日本民法における果実取収の構造
  - （1） 一六一四条
  - （2） 一六五二条
  - （3） 整理および若干の考察………（以上本号）
- 四 日本民法における果実取収の構造
  - （一） ボワソナード旧民法
  - （1） 果実取収・利息に関する旧民法の規定
  - （2） ボワソナード草案註釋（フロジエ）
  - （二） 現行法への修正過程
- 四 まとめと今後の課題………（七六巻五号）

## 一 はじめに（本稿のねらい）

特定物売買における危険負担は、契約成立から債務の履行完了（具体的には引渡）までの間に、売買目的物（特定物）に当事者の帰責事由に起因しない毀損や滅失、換言すれば価値の下落ないし消滅が生じた場合に、そ

れをいずれの契約当事者に負担させるかの問題である。これについて、わが国の民法五三四条一項は「特定物ニ関スル物権ノ設定又ハ移転ヲ以テ双務契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ其物カ債務者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ其滅失又ハ毀損ハ債権者ノ負担ニ帰ス」と規定しており、売買目的物に生じた価値の下落ないし消滅にも関わらず、その反対給付である代金についてはそれに応じた縮減ないし消滅を許さず、契約時に合意された通りの履行を買主に義務付け、結果、目的物の財産的価値と支払った代金との間に生じた差額は買主の損失となる。

翻って、契約成立から債務の履行完了までの間に、売買目的物に当事者の所為によらない価値の増大がもたらされた場合、五三四条一項と同様の論理を当てはめるならば、応分の代金増額を伴わずに目的物（数量などの増加を伴っていれば、その増加分も含めて）の引渡を売主に義務付け、目的物の価値と支払った代金との間に生じた差額は買主の利得となると考えられる。この論理は、「利益の帰するところに損失もまた帰する（*cujus est, modum est, eius periculum est.*）」の法格言の一端であり、買主危険負担を説明する上での伝統的な根拠のひとつ（利益説）として、五三四条一項起草時の説明にも援用されたものである。<sup>(1)</sup>ところが、民法五七五条一項は、売買契約時の果実收取権につき「未タ引渡サル売買ノ目的物カ果実ヲ生シタルトキハ其果実ハ売主ニ属ス」と規定して、引渡前に生じた売買目的物の価値の増大については（少なくとも、果実という形で生じた場合には）それを売主の利益として享受させているのである。これは、文言のみをとらえれば、前記論理とは異なるルールを定めており、また、目的物の所有権移転時期の理解いかんでは、果実は元物の所有者がその使用収益権能に基づいて收取し得るという原則（但し、民法に明文はない）とも異なるルールだと見ることができ。

ここに至って、売買契約時の危険負担と果実收取の両条項の関係をどのように理解すべきか、疑問が生じ得る。確かに、果実の発生は、売買契約成立から引渡までの間にもたらされ得る目的物の価値の増加の態様のひとつに

過ぎないとは言え、その帰属（取却権の所在）を決する根拠として「利益の帰するところに損失もまた帰する」から導かれるような危険負担との接続が、はたして（どの位）意識され、同条項に反映されているのだろうか。<sup>(2)</sup>

また、五七五条二項本文では、売買目的物（引渡債務）の反対給付である代金（支払債務）の利息<sup>(3)</sup>に関して、「買主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ払フ義務ヲ負フ」と定められていることも注目<sup>(3)</sup>に値する。代金支払債務が売買契約成立と共に発生することからすれば、それに附随する利息債務も同じ時期から発生ないし起算されるとの推測が可能であるところ、同条項によつて売買目的物引渡時まで延期されていることには、どんな意義ないし趣旨が見出されるのだろうか。<sup>(4)</sup>

加えて、筆者の問題意識からは、これら三つの規定を通じてなされる売買の過程における当事者間の利益およびリスクの配分のあり方を解明することが、わが国における危険負担をめぐる議論、とりわけ五三四条一項の了解と評価に一石を投じる可能性がないかとも期待される。同条項の提示する買主危険負担（契約時危険移転）の妥当性については、従来からわが国の多くの学説が疑義を唱え、あるいは批判的な評価をしており（その一角を占めるのが「利益の帰するところに損失もまた帰する」に対する疑義である）、それとは逆の解決法、すなわち、売買目的物に生じた財産的価値の下落ないし消滅の程度に応じ、買主の支払う代金も縮減ないし消滅すべきとする立場（売主危険負担）に接近した解釈をなすべきことが広く主張されていることは周知の通りである。<sup>(5)</sup> この見解が少なからぬ説得力を持つており、傾聴すべきものであることは言うまでもないが、しかしながら、五三四条一項をはじめとする現行民法の危険負担制度の構造、および、諸規定に込められた趣旨を遡つて検証し明らかにする作業は十分にされ尽くしたとは言えず、その作業を通じて（あるいは、同条項の妥当性を再検討する見地から）何らかの提言をなし得る余地も、今なお残されているのかも知れない。

本稿では、こうしたねらいのもと、売買における果実收取権に関する規定について、現行民法の母法としてのフランス民法を出発点に、ポワソナード旧民法を経由して五七五条一項に至る同条項の沿革をたどる。また、並行して、同条二項の売買代金の利息、および、目的物の所有権移転・危険負担といった関連規定にも必要に応じて言及する。その際の視角は、果実收取権と危険負担の関係（「利益の帰するところに損失もまた帰する」<sup>6</sup>）が念頭に置かれているか）、果実收取権（売買目的物の使用収益を通じて得られる利益に対する権利）と利息債権（売買代金を手中に置き使用収益をなし得ることで得られる利益に対する権利）の両帰属にいかなるつながりが見られるか、果実收取権と所有権の所在の関係（本来、果実收取は所有権の持つ使用収益権能の一部分として理解されるところ、売買の場面で前者を後者と切り離して理解しているか、およびその当否）、の三つである。これらの作業を通じて、果実收取と危険負担との関係を検証し、特定物売買に関わる民法諸規定の構造を理解するためのヒントないし一助としたい。<sup>6</sup>

- (1) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録三』（日本近代立法資料叢書3、商事法務研究会、昭和五九年）七六七頁、広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、一九八七年）四五四頁（第五三二條）。
- (2) 五七五条一項の趣旨を説明する際に危険負担との関連に言及するものは、買主危険負担（債権者主義）への批判との兼ね合いから少数にとどまるようである。柚木馨・高木多喜男編『新版注釈民法（14）』（有斐閣、一九九三年）四一八頁（柚木馨・高木多喜男執筆部分）は、「およそ特定物の売買において、目的物の収益権（果実收取権）の移転の時期は、危険負担の時期と合致させるのが合理的であろう」と、端的にこの旨を述べている。広中俊雄『債権各論講義（第六版）』（有斐閣、一九九四年）五六頁および三三七頁も、売買契約当事者間の所有権移転の実質的内容をなすべきものとして、果実收取権および危険の移転の二つを挙げる。また、三和一博・平井一雄編『債権各論要説』（青林書院、一九九一年）九二頁（半田吉信執筆部分）は、五三四条一項の危険移転時期と五七五条一項の果実

取収権移転時期が異なっていることがバランスを欠くと指摘する。

- (3) 金銭債権から発生する利息は、一般に法定果実（八八条二項）と理解される。於保不二雄『債権総論（新版）』（有斐閣、一九七二年）四八一―四九頁、林良平（安永正昭補訂）・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論（第三版）』（青林書院、一九九六年）五〇頁（林良平執筆・安永正昭補訂部分）、奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社、一九九二年）五一頁、前田達明『口述債権総論（第三版）』（成文堂、一九九三年）五三頁、船越隆司『債権総論』（尚学社、一九九九年）四四頁、内田勝一『債権総論』（弘文堂、二〇〇〇年）二五頁、平井一雄編『民法Ⅲ（債権総論）』（青林書院、二〇〇二年）三三頁（橋本泰宏執筆部分）など。なお、奥田昌道編『註釈民法（10）』（有斐閣、昭和六二年）一四六頁（山下末人執筆部分）は、遅延利息ないし種々の法定利息（五七五条二項所定のものを含む）については法定果実という理解は妥当しないと指摘する。

- (4) 五七五条二項が利息発生（起算）時を売買目的物引渡時と定める趣旨に關しては、同条一項の果実取収権（売買目的物引渡まで売主に帰属）とのバランスからという説明がなされることが多い（例えば、我妻栄『債権各論（中巻一）』（岩波書店、一九五七年）三一―三二頁、星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』（良書普及会、一九八六年）一四一―一四二頁、田山輝明『口述契約・事務管理・不当利得（第二版）』（成文堂、一九九七年）二八二頁など）が、若干の疑問が残る。というのは、同条項の利息の性質について多くの学説は遅延利息と解するところ（例えば、我妻栄、前掲書三二二頁、柚木馨・高木多喜男、前掲書四二三頁、松坂佐一『民法提要債権各論（第五版）』（有斐閣、一九九三年）一〇八頁など。これに対して、大判昭和六・五・一三民集一〇・二五二および広中、前掲書八三頁は法定利息とみる）、売主が引渡時まで果実を取収することのバランスを考慮するならば、代金の利息も契約成立時から発生させてそれを買主が取収（享受）すると考える必要がありそうだが、しかし、遅延利息とみると買主が代金支払につき履行遅滞に陥らない限り利息発生の余地はなく、加えて売買目的物の引渡によって代金支払期限が到来し買主が遅滞に陥るとする構成は根拠があまり明らかではない（あるいは、五七三条に根拠の一端が求められるのだろうか？）からである。なお、平野裕之『基礎コース民法Ⅱ債権法』（新世社、一九九九年）二九二頁は「この規定はあまり明確ではないが、代金支払義務につき履行遅滞とならなくても（たとえば期限の定めがなく遅滞のために請求が必要だが、特に請求がされていなくても）遅延利息ではなく利息を支払うべきものとしたとくらいに考えるしかない。」

と説明する。

(5) 主なものとして、山中康雄『契約総論』(弘文堂、一九四九年)二二一頁以下、我妻栄『債権各論(上)』(岩波書店、一九五四年)九九頁以下、船越隆司「買主の危険負担法理に対する考察と再構成(三・完)」法律時報一〇五三号三頁(一九八二年)一三頁以下、星野英一、前掲書五三頁以下、鈴木祿弥『債権法講義(二訂版)』(創文社、一九九二年)二四九頁以下、広中俊雄、前掲書三三八頁以下、小野秀誠『危険負担の研究―双務契約と危険負担―』(日本評論社、一九九五年)三九五頁以下など。

(6) 果実取権と危険負担との関係を考察した先行研究としては、小野秀誠『給付障害と危険の法理』(信山社、一九九六年)四一八―四四九頁、半田吉信『危険負担の研究』(信山社、一九九九年)一九四―二〇四頁などがある。

## 二 フランス法における果実取の構造

### (一) ポティエ

本節では、一八世紀フランスの代表的な法学者であるポティエ<sup>(1)</sup>の学説を紹介し、フランス民法・ボワソナード旧民法を経由して現行民法に至る変遷をたどる作業のスタート地点に設定する。

ポティエは、その著作集『Traité du contrat de vente』の中で、売買契約時の果実取取について「売主は、物と共に、買主が代金を支払った時以降に発生し、または、受領した果実を、天然果実であれ法定果実であれ、引き渡さなければならぬ(傍点筆者)」と述べる<sup>(2)</sup>。他方、売買代金の利息に関しても、「売買目的物が……その性質上、天然であれ法定であれ果実を生じるものである場合には、その旨約定されていたか否かに関わらず、契約の本質に基づいて、物の占有と使用収益を開始した日から、買主は代金の利息を支払わなければならない」として<sup>(3)</sup>いる。

この二つの記述は、それぞれ後に登場するフランス民法一六一四条および一六五二条、旧民法財産取得編七六条（なお、旧民法には果実収取に直接言及する条文は見当たらないが、特定物売買の危険負担を規定する財産編三三五条一項の末尾に「其物ノ増加ハ要約者ノ益ニ帰ス」とあり、これが果実収取を定めるものと理解できよう）、現行民法五七五条一・二項に相当するものである。ここでポティエは、代金から生じる利息と目的物から生じる果実が平等に売主と買主の間で配分されることを重視している。このことは、買主が売買代金の利息を支払う根拠を「買主が物に対して有する使用収益の権能から、また、買主が同時に物と代金の両方を使用収益することを許さないという衡平則からである」と説明していること、および、<sup>(4)</sup> 売買契約成立と同時に発生し即時に履行期の到来する代金支払債務が特約または遅滞によって延期されたことへの対価として利息をとらえる同時期の反対学説（この論者として、Fachin および Covarrubias の名が挙げられている）に同調しないことから伺える。

また、目的物引渡が先になされ、代金支払の期限がそれより後に設定されている場合につき、「一般に、買主は、たとえ（引渡を受けて）不動産を使用収益するとしても、代金支払について認められた期間内は利息を支払う必要はないと結論付けられる。……当該約定によって代金支払以前に買主に認められる使用収益は、売却された物の一部を構成する。これは、契約で合意された代金によって弁済されたものとみなされる。当事者は、当該約定がなかった場合よりも高額の代金を合意したものとみなされる。それ故、売主はもはやその対価として利息を請求することはできないのだが、それは、元物の売買代金の中に当該対価が算入され、支払がなされているからである（括弧内は筆者による補足）」と説明する。<sup>(5)</sup>

なお、ポティエは、特定物売買における目的物の所有権移転については引渡時、危険移転は契約成立時という立場を採る。そのため、彼の体系では物の所有権とその一部分（使用収益権能の具体的な現れの一つ）をなす果実収取権の関係を所有権移転と果実収取権移転のそれに置き換えて両者を一致させることも、また、売買目的物の



滅失・毀損の危険を負担することの見返りとして買主の果実収取をとらえることも、とりたてて意識されていない<sup>(6)</sup>ように見える。そこにあるのは、目的物から発生する利益(果実)と、金銭(売買代金)から発生する利益(利息)を売主または買主の一方が独り占めするのを許さず、分け合うべきだというシンプルな衡平則のイメーシダと思われる<sup>(7)</sup>。

- (1) Joseph-Robert Pothier, 1699-1772. 慣習法研究を通じてフランス固有の法原理を抽出し、ドマと共にフランス民法典に大きな影響を与えたとされる。碧海純一・伊東正己・村上淳一編『法学史』(東京大学出版会、一九七六年)一八九—一九一頁(山口俊夫執筆部分)、山口俊夫『概説フランス法 上』(東京大学出版会、一九七八年)三八—三九頁、滝沢正『フランス法(第二版)』(三省堂、二〇〇二年)四七一—四九頁など参照。
- (2) Pothier (J. S.), *Euvres de Pothier anotées et mises en corrélation avec le code civil et la législation actuelle par M. Bugnet*, t. 3, *Traité du Contrat de vente*, 1847, no47.
- (3) Pothier, *op. cit.*, no288. なお、果実を生じない売買目的物では、裁判上の請求によって代金支払の遅滞に陥った日からのみ利息支払義務が生じるとしている。
- (4) Pothier, *op. cit.*, no285.
- (5) Pothier, *op. cit.*, no286.
- (6) ローマ法以来の買主危険負担の根拠として頻繁に引き合いに出される「利益の帰するところに損失もまた帰する」の考え方(利益説)は、ポティエにおいては援用されていないようである。彼が買主危険負担の根拠として言及するのはいわゆる債務独立説であり「買主が代金を支払うことを約するという債務は……当事者の合意のみによって完全なものとなり、引渡とは無関係なので、たとえ物が存在しなくなってもはや引き渡すことができなくなっても、買主の債務は存続し続けるべきである」と説明されている。Pothier, *op. cit.*, no307.
- (7) なお、ポティエと並んでフランス民法典に大きな影響を与えたドマ(Jean Domat)においては、危険負担と目的物をより良くする変化の両者が買主に帰することを指摘する記述がある(Domat (J.), *Les lois civiles dans leur*

ordre naturel; le droit public, et legum delectus, nouvelle éd., t. 1, 1745, Livrel, Titre2, section7, no2 および Livrel, Titre1, section3, no10.) が、果実取収権移転時期について明確な言及はなく、また所有権移転は引渡時と解されている (Livrel, Titre2, section2, no10) ことから、三者間のつながりへの意識を見出すことは難しそうである。和田敏朗「ジャン・ドマ (1625～1686) の契約観—物権変動における意思主義の萌芽—」早稲田法学会誌四三巻四三七頁以下（一九九三年）では、ドマの体系にはフランス民法典で採用された売買目的物の即時の所有権移転につながる理解があると指摘される。また、同四四二頁および四六一頁では、果実取収権移転時期を所有権移転と同時に（引渡時）と理解されるようである。

## （二） フランス民法の成立

一八〇四年に制定されたフランス民法は、第三編（所有権を取得するさまざまな仕方）第六章（売買）において、第四節（売主の義務）第二款（引渡し）の一六一四条で売買契約時の果実の帰属（取収権）を、同第五節（買主の義務）の一六五二条で利息支払義務を、それぞれ次のように規定した。

- 一六一四条 ① 物は、売買の時にそれが存在する状態で引き渡されなければならない。  
② その日から、全ての果実が、取得者に属する。<sup>(1)</sup>

一六五二条 ① 買主は、以下の三つの場合において、売却代金の利息を元本の弁済まで支払わなければならない。  
らない。

① 売買の時にそのように合意された場合

② 売却され、引き渡された物が果実その他の収入をもたらす場合

買主が支払を催告された場合

② この最後の場合には、利息は、催告〔の時〕からでなければ、生じない<sup>(2)</sup>。

これらを見ると、一六一四条二項の定める買主の果実取権取得時期がやや曖昧で、売買契約時あるいは引渡時のいずれとも読み取れる余地のあること、また、一六五二条一項においても利息の起算点が明確でないことに気付く。両条は、起草段階の資料を参照する限りでは記述が少なく趣旨は明らかではないが、一八〇四年三月三日 (le 12 ventose an XII) の護民院 (Tribunat) における審議では、「フォール (Faure) 氏が「引渡の日 (le jour de la délivrance ou tradition) 以降、果実は買主の所有に帰する。当然の帰結として、同じ日から、代金の利息が売主に支払われなければならない (傍点筆者)」と陳述しており、両条 (果実取取と利息) のつながりが意識されていたことがうかがえる。<sup>(3)</sup> なお、一六五二条については、ドマの著書に見られる記述との類似点を指摘することができそうである。<sup>(4)</sup>

(1) Art. 1614 La chose doit être délivrée en l'état où elle se trouve au moment de la vente.

Depuis ce jour, tous les fruits appartiennent à l'acquéreur.

本稿に引用したフランス民法の条文の邦訳は、法務大臣官房司法法制調査部『法務資料 (第四四一号) フランス民法典—物権・債権関係—』(法曹会、一九八二年) によった。

(2) Art. 1652 L'acheteur doit l'intérêt du prix de la vente jusqu'au paiement du capital, dans les trois cas suivants:

Si il a été ainsi convenu lors de la vente;

Si la chose vendue et livrée produit des fruits ou autres revenus;

Si l'acheteur a été sommé de payer.

Dans ce dernier cas, l'intérêt ne court que depuis la sommation.

(3) Fenet (P. A.), *Recueil complet des travaux préparatoire du code civil*, t. 14, 1847, p. 150 et 163. 但、この説明はその後のフランハスの学説の多くの理解とは異なっている。

(4) Domat, *op. cit.*, *Livrel, Titrel, section*3, no6. 原文は「L'acheteur doit en trois cas l'intérêt du prix: par convention s'il est stipulé; par la demande en justice, si après le terme il ne paye pas; & par la nature de la chose vendue, si elle produit des fruits ou autres revenus, comme un champ ou une maison, l'intérêt en est dû sans convention ni demande en justice.」である。フランハスの学説が一六五二条へのドマの影響を指摘するものは発見できなかったが、利息が発生するケースを三つ定めること、そのそれぞれの内容の両面において、文言の相違はあるものの共通点が見られる。

### (三) 一九世紀の学説

#### (1) 一六一四条

同条一項は「物は、売買の時にそれが存在する状態で引き渡されなければならない。」と規定するが、これは文言通り契約時の現状での目的物引渡を売主に義務付けるものではなく、他の条文と共にその意味内容を理解する必要があることが多くの論者によって指摘されている。例えばデュラントンは「一六一四条によると、物は、それが売買の時に見出された状態で引き渡されなければならない。このことは、いかなる点でも物の形を変えてはならず、物を変質させてもならないのだと言おうとしている。……これは特定物の弁済一般についての一二四五条の規定であり……」と述べ、特定物債務の総則規定として引渡時の現状引渡を定めた一二四五条の趣旨を、文言は異なるものの、一六一四条一項が売買の場面でも確認したものであると説明する。また、一二四五条以外

にも、所有権と危険の移転を定めた一一三八条<sup>(3)</sup>や、目的物保存につき善良な家父の注意義務を定めた一一三七条<sup>(4)</sup>が引用されている。<sup>(5)</sup>それらを合わせると、売買契約成立の時点で特定物たる目的物の所有権と危険は買主に移転する(一一三八条二項)ので、その引渡債務を負う売主は買主のために保存義務を負い、自らの所為によって目的物を変形・変質させてはならない(一一三七条)が、反面、売主の所為によらない変形・変質の結果はすべて買主に帰する(一二四五条)ことを示したのが一六一四一条一項だと言うことになる。また、同条項に関連して、売主の買主に対する目的物(果実を含む)の保存費用の償還請求が認められることを指摘する見解もある。<sup>(6)</sup>

一方、一六一四条二項は、一項の内容を受け、売買目的物の変形・変質の態様のひとつである果実が産出する場合について、その買主への帰属を確認する。しかし、果実がいつの時点から買主に帰属するか(収取権の移転時期)の理解については、売買契約時とする見解が多数だと思われるのに対して、オーブリーローは「引渡のため定められた時」<sup>(7)</sup>だとする。果実収取権の移転(買主への帰属)の根拠は、その時期を売買契約時とする学説では、買主への目的物の所有権移転および所有権者の持つ添付権の一内容としての果実収取権(五四七条)に求めているもの<sup>(9)</sup>、買主への危険移転に求めるもの(トロロンは「売却された目的物は買主の危険に帰することから、衡平則は、目的物から人が引き出し得る利益を買主が取得することを望んだ」と説明する)<sup>(10)</sup>、両者を併記するもの<sup>(11)</sup>、果実の価額が売買代金に算入されるとの推定に基づくもの<sup>(12)</sup>など多様である。

また、果実収取権移転時期が契約時であることを前提に、停止条件付売買で条件が成就した場合の、条件成就が未定の間の果実の帰属いかんが議論されている。そこでは、果実の帰属を買主とする見解<sup>(13)</sup>と売主とする見解が対立しており、前者では条件の遡及効(一一七九条)<sup>(14)</sup>、後者では、この間の果実と代金の利息が相殺されること<sup>(15)</sup>ないしは条件の遡及効が果実には及ばないことがそれぞれ根拠として挙げられている。<sup>(16)</sup>

(2) 一六五二条

同条一項は、買主が売買代金の利息支払義務を負う三つの場合を規定するが、そのうち「売却され、引き渡された物が果実その他の収入をもたらす場合」が本稿と関連する。この場合における利息発生要件は、第一に、売買目的物が果実またはその他の収入を生じるものであること、第二に、売買目的物が買主に引き渡されたこと、の二つである。

第一の要件については、売買目的物が果実を生じ得る性質を持つか否かは売買契約時を基準に判断され、その後実際に果実を生じたか否かは不問とされる（偶然に果実が生じなかったとしても利息が減免される余地はない）という<sup>(17)</sup>。また、第二の要件である「売買目的物が買主に引き渡されたこと」は、利息の起算点および発生根拠の両観点から重要である。まず、利息の起算点は目的物引渡時であって、代金支払時期（期限）が別にこれより後の時点で定められたとしても影響しないとして、かつてのポティエの見解（代金支払が目的物引渡よりも後の時点で合意されていたならば、その時点まで利息は発生しないと解する）<sup>(18)</sup>が多くの論者によって否定されている（なお、この時期の学説ではポアルーのみがポティエの見解を支持するようである<sup>(19)</sup>）。そして、引渡時から利息（支払債務）が起算されることの根拠は、買主の取収する果実との間の利益のバランス（公平な配分の必要性）に求められる。例えば、トロロンは「売買目的物が果実を生じ、かつ、それが買主に引き渡されている場合に、買主が果実を受領し、同時に、自らが代金の債務者である金銭の利益をも利得するのは非常に不公平である。それ故に、買主による果実の受領は、当然に、かつ、付遅滞なしに利息を発生させるのに足る理由だとみなされた」、あるいは「利息は、買主がその使用収益権限を有する果実の正当な代償（*indemité*）である」と説明する<sup>(20)</sup>。また、デュラントンは「民法典の起草者は、当事者が互いに利息と果実の完全かつ絶対の相殺を確立すると考えていた」とも指摘する<sup>(21)</sup>。

しかしながら、一六一四条二項で買主への果実収取権移転を契約時だと理解するのが多数説であることと一六五二条における利息の起算点が目的物引渡時であることを合わせると、果実と利息の公平な配分は(契約時＝目的物引渡時でない限り)成り立たないようにも思われる。というのは、買主は、契約時から果実を収取する一方で、売買目的物の引渡を受けるまでは果実の対価(代償)となる利息は支払の必要がなく(結果、目的物と売買代金から生じる利益を共に享受することになる)、その意味で不均衡が生じているように思われるからである。この点の一部の学説で意識され、例えば、ローランは「一六五二条は、買主が利息支払義務を負うために物が引き渡されていることを要求する。同条は買主の使用収益は物の引渡からしか始まらないことを前提としている。ところが、果実は売買の日から買主の所有に帰するので、そうはならない。それ故、買主が利息の債務を負うのもこの日からである。しかしながら、引渡が遅れる場合には、売主が自分のために使用収益を留保していることがあり得る。このケースでは一六五二条を適用しなければならぬ。この場合、買主は、物が自分に引き渡された場合しか利息の債務を負わない」との説明を加えており、彼の体系では果実収取権移転も利息の起算も契約時が原則であると共に、前者が延期された場合には後者もそれに伴うので、両者は常に一致することになる。

### (3) 整理および若干の考察

まず、買主への果実収取権の移転時期は、これを売買契約(成立)時と理解することで一九世紀の学説はおおむね一致していた。その構造は次の通りである。売買契約(特定物の場合)で、目的物の所有権は契約成立と同時に直ちに売主から買主に移転する(一一三八条二項)。そして、買主は、取得した所有権に基づき、添付権(droit d'accession)を行使して果実を取得する(五四六条および五四七条)<sup>(23)</sup>。その意味では、一六一四条二項は物権変動によって生じる効力の一面を、売買の場面で再確認したものと評価できよう。また、一部の学説は、一

一三八条二項に所有権移転と共に規定される危険移転を援用して、危険を負担する見返りとして目的物から生じる利益を買主に取得させるべきことを根拠として付け加えていた。もともと、この時期の学説では、一三八条二項の理解として、所有権移転から買主の危険負担を根拠付ける立場（所有者主義）は少数説にとどまっていた<sup>(24)</sup>ことからすれば、所有権移転を基軸にして果実および危険の移転が接続するという構造が一般に承認されていたものとは言えず、所有権と果実取取権、果実取取権と危険負担という、それぞれ個々のつながりのみが意識されている状況だと理解するのが適切であろう。

他方、一六五二条に規定された買主の利息支払義務については、その起算点が売買目的物引渡時であり、かつ、売主による利息の取得が、買主が果実を取取することとの衡平から理由付けられる（利息と果実の間に一種の対価関係を見出す）ことが、学説の共通理解として示されていた。しかしながら、多くの学説が買主による果実取取権取得時期を契約時と解することとの齟齬がそこに生じており、厳密な意味で衡平ないし対価関係が存在すると言えるのかどうか疑問が残された。この点につき、一部の学説は、一六五二条の想定する前提（仮説）が、引渡が延期され（引渡につき期限が定められ）、かつ、その間の果実の取取を売主が留保しよう<sup>(25)</sup>と意図したケースであり、一六一四条の想定する現実売買に近い形のもの（契約と同時に少なくとも目的物引渡はなされ、買主が売主の手を介さずに直接果実を取取できる）とは異なるとの説明をしているものの、この考え方の当否も含めた両条の関係の理解については、不明確な部分が残されていると言えよう。

(一) Art. 1245 Le débiteur d'un corps certain et déterminé est libéré par la remise de la chose en l'état où elle se trouve lors de la livraison, pourvu que les détériorations qui y sont survenues ne viennent point de son fait ou de sa faute, ni de celle des personnes dont il est responsable, ou qu'avant ces détériorations il ne fût pas



en demeure.

一二四五条 特定物の債務者は、引渡時の現状における物の引渡しによつて解放される。ただし、それについて生じた毀損が債務者の行為又は過失から生じたものでも、債務者が責任を負う者の過失から生じたものでもないことを「及び」その毀損前に債務者が遅滞になかったことを条件とする。

(2) Duranton (A.), Cours de droit français suivant le code civil, t. 3, 1834, no208; 同氏、Aubry (C.) et Rau (C.), Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariæ, 4e éd., t. 4, 1871, § 354 et p. 364notel8; Baudry-Lacantinerie (G.) et Saignat (L.), Traité théorique et pratique de droit civil, 2e éd., t. 17, 1900, no311; Demante (A. M.) et Colmet de Santerre (E.), Cours analytique de code civil, t. 7, 1873, no45bis; Laurent (F.), Principes de droit civil français, 3e éd., t. 24, 1878, no181; Marcadé (V.), Explication théorique et pratique du code civil, 7e éd., t. 6, 1875, Art. 1614, nol; Troplong (R. T.), Le droit civil expliqué suivant l'ordre des articles du code, de la vente, t. 1, 1834, no316; etc.

(3) Art. 1138 L'obligation de livrer la chose est parfaite par le seul consentement des parties contractants. Elle rend le créancier propriétaire et met la chose à ses risques dès l'instant où elle a dû être livrée, encore que la tradition n'en ait point été faite, à moins que le débiteur ne soit en demeure de la livrer; auquel cas la chose reste aux risques de ce dernier.

一一三八条 ①物を引渡す債務は、契約当事者の合意のみによつて完全となる。②この債務は、引渡しが行われなかった場合でも、物を引渡すべきであった時から直ちに債権者を所有者とし、その物を彼の危険に置く。ただし、債務者がその物を引き渡すことについて遅滞にある場合については、その限りではない。この場合には、その物は、債務者の危険に属する。

(4) Art. 1137 L'obligation de veiller à la conservation de la chose, soit que la convention n'ait pour objet que l'utilité de l'une des parties, soit que elle ait pour objet leur utilité commune, soumet celui qui en est chargé à y apporter tous les soins d'un bon père de famille. Cette obligation est plus ou moins étendue relativement à certains contrats, dont les effets, à cet égard, sont expliqués sous les titres qui les concernent.

一一三七条 ①物の保存について注意する義務は、合意が当事者の一方のみの便益を目的とする場合であれ、共通の便益を目的とする場合であれ、保存の任にあたる者を善良な家父としてのすべての注意を払う義務に服せしめる。  
②この義務は、一定の契約に關しては、拡大され、又は縮小される。この点については、それらに關する章で説明せられぬ。

(5) Aubry et Rau, op. cit., p. 364note18; Demante et Colmet de Santerre, op. cit., no45bis; Troplong, op. cit., no317 note; etc.

(6) Boileux (J. M.), Commentaire sur le code Napoleon, 6e éd., t. 5, 1857, Art. 1614; Duranton, op. cit., no332; Marcadé, op. cit., Art. 1614, nol; etc.

(7) Baudry-Lacantinerie et Saignat, op. cit., no311; Boileux, op. cit. Art. 1614; Demante et Colmet de Santerre, op. cit., no46; Laurent, op. cit., no182; Marcadé, op. cit., Art. 1614, nol; Troplong (R. T.), Le droit civil explicite, de la vente, t. 1, 1834, no319; etc.

(8) Aubry et Rau, op. cit., § 354.

(9) Boileux, op. cit. Art. 1614; Laurent, op. cit., no182; etc.

物が売買目的物となつてゐる場合の果実取収に關して、第二編(財産および所有権のさまざまな変容)第二章(所有権)第一節(物が生み出すものに対する添付権)の五四七条が、「自然の、または勤勞による土地 terre の果実 fruit naturel ou industriel」法定果実 fruit civil (及び)動物の増殖 croît は、添付権によつて所有者 propriétaire に屬する」と規定する。

Art. 547 Les fruits naturels ou industriels de la terre,

Les fruits civils,

Le croît des animaux, appartenent au propriétaire par droit d'accession.

(10) Troplong, op. cit., no319.

(11) Baudry-Lacantinerie et Saignat, op. cit., no311; Marcadé, op. cit., Art. 1614, nol; etc.

(12) Demante et Colmet de Santerre, op. cit., no45bis.

- (13) Marcadé, op. cit., Art. 1614, no2.
- (14) Art. 1179 La condition accomplie a un effet rétroactif au jour auquel l'engagement a été contracté. Si le créancier est mort avant l'accomplissement de la condition, ses droits passent à son héritier.  
 一一七九条 成就した条件は、約務が締結された日への遡及効を有する。債権者が条件の成就前に死亡した場合に、その権利は、その相続人に移る。
- (15) Baudry-Lacantinerie et Saignat, op. cit., no313.
- (16) Boileux, op. cit. Art. 1614; Troplong, op. cit., no322; etc.
- (17) Baudry-Lacantinerie et Saignat, op. cit., no523 et 524; Boileux, op. cit. Art. 1652; Demante et Colmet de Santerre, op. cit., no97bis II; Troplong, de la vente, t. 2, 1834, no602; Fuzier-Herman (E.), Recueil général des lois et des arrêtés et journal du palais, codes annotés, code civil, t. 4, 1898, Art. 1652no4; etc.
- (8) Aubry et Rau, op. cit., § 356 et p. 398note21; Baudry-Lacantinerie et Saignat, op. cit., no526 et no530; Laurent, op. cit., no333; Marcadé, op. cit., Art. 1652, no2; Troplong, op. cit., t. 2, no599; etc.
- (19) Boileux, op. cit. Art. 1652.
- (20) Troplong, op. cit., t. 2, no598, 同書、Baudry-Lacantinerie et Saignat, op. cit., no522; Boileux, op. cit. Art. 1652; Demante et Colmet de Santerre, op. cit., no97; Duranton, op. cit., no338; Laurent, op. cit., no333; Fuzier-Herman, op. cit., Art. 1652, no7; etc.
- (21) Duranton, op. cit., no338.
- (22) Laurent, op. cit., no333; 同書、Demante et Colmet de Santerre, op. cit., no97bis III; Duranton, op. cit., no339; etc.
- (23) Art. 546 La propriété d'une chose, soit mobilière, soit immobilière, donne droit sur tout ce qu'elle produit, et sur ce qui s'y unit accessoirement, soit naturellement, soit artificiellement. Ce droit s'appelle droit d'accession.  
 五四六条 ①動産であれ、不動産であれ、物の所有権は、それが生み出すすべてのもの、及び自然的であれ、人為

的であれ、それに付屬的に結合するものに対する権利を与える。

②この権利は、添付権と呼ばれる。

（24） 拙稿「特定物売買における所有者主義の危険負担」法学政治学論究二〇号（一九九四年）四七二―四七九頁参照。

（四） 二〇世紀以降の学説

（1） 一六一四条

同条は、現在（二〇世紀以降）の概説書では、次の一六一五条と合わせて売主の目的物引渡債務の内容ないし範囲として説明されることが多く、逐条的な註釈が主体であった一九世紀のそれに比べると同条単独の言及はあまり多くない。<sup>(1)</sup>

まず、売買（契約）時の状態での目的物引渡を売主に義務付ける一六一四条一項については、一九世紀の学説と同様に債務関係の一般規定たる一二四五条（本章第三節注（1）参照）を売買に則して言い換えたものとみる見解がある。<sup>(2)</sup> もっとも、目的物引渡債務の内容・範囲を決める基準時は、一六一四条で「売買の時（au moment de la vente）」、一二四五条で「引渡時（hors de la livraison）」と異なっており、同趣旨とされる条文相互の齟齬の有無が問題とされるところ、ユエは「一二四五条は、一見したところでは、売買の個別規定で『物は売買契約時の現状で引き渡されなければならない』と規定する一六一四条と矛盾しているが、しかし、後者の文言は不用意に起草されたために、危険が契約時から買主の負担に帰するという事実を認識していなかったのだと考えられている。つまり、売主は、自己の所為から生じ、かつ、契約時の状態を変えてしまういかなる毀損もない形で物を引き渡す義務を負うので、一六一四条は、売主は物を売った時からもはやそれを使う権利を持たないということのみを意味しているのだと評価される」と、同条項が一二四五条と同じく引渡時を基準とした現状引渡を売主に

義務付けるものだと強調する。<sup>(3)</sup>

一方、二項の買主の果実取取については、一九世紀の学説と同様、その開始時期を契約時と解する見解が多い。マゾーによれば、天然果実の場合などで（植物の種を蒔く・栽培するなどをして）果実の産出に売主が寄与していたとしても、それは売買代金額の決定に際して考慮されるので、契約時からの買主の果実取取は絶対のものだとい<sup>(4)</sup>う。しかし、ユエは、「一六一四条が、物の引渡の日から『全ての果実は買主の所有に帰する』と定めているのは事実である」との異説を唱える。<sup>(5)</sup> また、プラニオルリペールは、買主の果実取取を契約時からとしながらも、そのためには買主が同じ時に売買代金を支払っていなければならないとする。<sup>(6)</sup> また、買主が果実を取取し得る根拠については、危険負担との引き換えとして説明するもの、<sup>(7)</sup> 売買目的物の所有権の帰属に根拠を求めるもの、<sup>(8)</sup> その二つを併記するものがある。その他、停止条件付売買のケースでの同条項の適用に言及するもの<sup>(9)</sup>がいくつかあり、いずれも条件成就前に発生した果実については売買代金の利息との相殺がなされるという推定の下に、遡及効は及ばない（売主が取取する）<sup>(10)</sup>としている。

(2) 一六五二条

前節と同様、売買目的物が果実を発生する場合の、利息の起算（時）点、利息発生（支払義務）の根拠、および一六一四条との関係を確認する。

まず、利息の起算点は、一九世紀の学説と同様、売買目的物の引渡時（買主による占有開始時）と解する見解が多い。例えばブウダンは、「売買目的物が果実を生じる場合には、買主は利息を支払わなければならない。買主が果実を取取る日から、より正確には、買主が果実を生じる物を手中におさめ、かつ、それを使用収益できるようにになった日から、利息は支払われるべきである」と説明する。<sup>(11)</sup> しかしながら、コラン・カピタンのように

「売却され、かつ、引き渡された物が、果実またはその他の収入を生じる場合。このとき、利息は買主が果実に対して権利を持つ日から発生する」と述べ、異なる時期を起算点とすべきことを示唆する見解（一六一四条二項に対する理解からすれば、利息の起算点は売買契約時となる）もある<sup>(12)</sup>。

一方、利息支払（発生）の根拠に関しては、例えばマロリー・エネスが「元本支払前に、買主が物の果実と代金の利息について同時に利得するのは不公平である」と述べるように、一致して買主の果実取収との衡平が指摘されており、この点は学説上異論のないところであろう<sup>(13)</sup>。

そして、ここでも注目されるのが、衡平則が支配すると説明される果実取収と利息発生それぞれの開始時期の関係である。紹介した各学説のうち、利息の起算点を「買主が果実に対して権利を持つ日から」と一六一四条に引き寄せる見解（コラン・カピタン、ブウダン）、あるいは、果実取収権の移転時期を目的物引渡時として一六五二条に引き寄せて理解する体系（ユエ）では両時期の齟齬は生じず、その意味で衡平が貫徹されているものの、それ以外の見解では更なる説明が必要になると思われる。この点について、プラニオル・ペールは「なるほど、売買契約と引渡の間に（目的物から）生じた収入は、通常は買主の所有に帰し、また、売主がそれを受け取ったならば、原則として買主への返還を行なう義務を負う。それ故、利息は常に売買契約の日から起算されるのが論理的なように思われる。しかしながら、それでもなお利息発生時点は引渡の期日だとするのが良い。実際、引渡の期日が定められたならば、当事者は（目的物から生じる）収入の使用収益（＝果実取収）と代金の利息支払（の開始）を同時と定めるだろう<sup>(14)</sup>」と説明し、売買契約と目的物引渡の時期が異なる場合には、果実取収の開始時期を後者に合わせる（一六一四条を一六五二条に引き寄せて解釈する）形での推定が働くであろうことを指摘する。同時に、この場合には、売買契約と目的物引渡の間に生じた果実と利息の間で相殺がなされるものと解することが、停止条件付売買についてのプラニオル・ペールの説明（本節（1）および注（10）参照）から推測されよ

う。

その他、売買目的物が果実を生じる余地のあるものであれば、実際には果実が生じなかったとしても買主が利息支払義務を負うべきことが、一九世紀の学説と同じく指摘されている。<sup>(15)</sup>

### (3) 整理および若干の考察

二〇世紀以降の学説も、一六一四条および一六五二条の理解に関して概ね一九世紀の学説のそれを維持している。まず、一六一四条二項の定める果実收取権は、売買目的物の所有権移転、あるいは、危険の移転とのつながりへの意識から、多くの学説が契約(成立)時からそれが買主に帰属すると解していた。もともと、買主が果実について権利を有することの根拠となる所有権および危険の移転の理解については、二〇世紀に入って顕著な変化があったことを看過してはならない。すなわち、一一三八条二項は所有権移転と危険移転を同一の条文で規定したが、その両者につながりを認める(危険移転が所有権移転を根拠に説明される)かどうかについては、一九世紀の学説では議論があり、それを否定的に解するのが多数説であった。ところが、その後、所有権の帰属から危険負担を根拠付ける、いわゆる所有者主義(*res perit domino*)の考え方が支持を得、現在のフランスの学説における共通理解になるに至ったのである。<sup>(16)</sup>このことを加味して買主の果実收取権取得を理解しようとするならば、危険負担とのつながりを意識するにしても、両制度の間に所有権の帰属(移転)が介在することは決して無視できないのである。

加えて、一六一四条一項が一二四五条と同旨だとする理解からは、二項についても一二四五条の規定内容(いわゆる給付危険<sup>(17)</sup>)の一環としての位置付けが導かれよう。すなわち、売主は契約成立時以降、売買目的物を自らの所為ないし過失によって変化させてはならないが、不可抗力・偶然事などから生じた場合は責任を負わない。

不可抗力・偶然事などから生じた変化は、売買目的物の価値の増加をもたらすプラスのベクトル（の代表例）が果実の産出であり、価値の減少・消滅をもたらすマイナスのベクトルのものが毀損・滅失であるが、前者は二二四五条ないし一六一四条二項、後者は一三三八条二項によって、共に所有権を取得した買主（特定物引渡債務の債権者）への帰属が根拠付けられる。こうした理解の下では、果実収取権も危険負担も、あくまで所有権（の移転ないし帰属）の効力を契約（債権）関係の中で言い換えたものだとして単純化することも可能であり、売買における両制度それ自体の意義、あるいは「利益の帰するところに損失もまた帰する」という考え方の必要性も、相対的に小さくなるのではないだろうか。<sup>(18)</sup>

他方で、一六五二条に規定される売買代金の利息支払義務は、果実収取との密接な連結（対価関係に類似したもの）があらゆる論者によって異論なく肯定されていることが確認された。もつとも、連結を肯定することの帰結として、同条の示す利息の起算点と一六一四条の示す買主の果実収取権の取得時期の齟齬が問題になった。この点につき、両者に一致をはかるための説明をとりたてて行なわない論者も少なくないが、一六五二条の示す利息の起算点（売買目的物の引渡時）が、売買目的物の使用収益（果実収取を含む）をその時点まで留保しようとする者が意図するケースが多いとの推定に基づくものであって、論理的には利息の起算点も契約時だとする見解が示されているのが注目される。ここでは、金銭債権がその発生と共に当然に利息を生ぜしめると考えられることの矛盾も回避でき、かつ、買主が元本支払までの間いわば利息を収取することとの利益バランスも（おそらくは両者の相殺によって）成り立つことにならう。そして、この考え方は、後で紹介するわが国の民法五七五条の示す体系にも通じるものである。

(1) 例えは、Bénabent (A.), *Droit civil, les contrats spéciaux, civil et commerciaux*, 4e. éd., 1999, no189.



「有形の付属物 (Accessoires matériels)」という見出しが付され、「一六一五条は、物の引渡の中に、『その物の付属物および物の恒常的な使用に向けられたものの全て』を含めているが、(中略)同様に、売買契約後の物の果実もこれに該当する。賃料・收穫物・動物の産出物など……である(一六一四条二項)」という記述のされ方になってい<sup>86</sup>。同<sup>87</sup> Josserand (L.), Cours de droit civil positif français, 3e éd., t. 2, 1939, no1086; Colin (A.) et Capitant (H.), Cours élémentaire de droit civil français, 10e éd., t. 2, 1953, no891; Malaurie (P.) et Aynès (L.), Cours de droit civil, 13e éd., t. 8, 1999, no307; Mazeaud (H., L. et J.), Leçons de droit civil, 5e éd., t. 3, 1re partie, 50e leçon, Sommaire; Planiol (M.) et Ripert (G.), Traité pratique de droit civil français, 2e éd., t. 10, 1956, no83; Ripert (G.) et Boulanger (J.), Traité élémentaire de droit civil de planiol, 4e éd., t. 2, 1952, no2443; Vermelle (G.), Droit civil, les contrat spéciaux, 2e éd., 1998, p. 35; etc.

また、フランスにおける二〇世紀の民法学の発展について、碧海・伊東・村上編『前掲書二〇一―二〇四頁』山口前掲書一〇六―一〇七頁、滝沢前掲書一四―一七頁参照。

なお、フランス民法一六一五条は次のような規定である。

Art. 1615 L'obligation de délivrer la chose comprend ses accessoires et tout ce qui a été destiné à son usage perpétuel.

一六一五条 物を引き渡す債務は、その付属物及びその恒常的な使用にあつたもののすべてを含む。

(86) Beudant (C.), Cours de droit civil français, 2e éd., t. 6, 1938, no179; Colin et Capitant, op. cit., no891; Huet (J.), Traité de droit civil sous la direction de Jacques Ghestin, les principaux contrats spéciaux, 1996, no11244 notel58 (p. 193); etc.

(87) Huet, op. cit., no11244 notel58 (p. 193).

(88) Mazeaud, op. cit., no939. 同旨、Beudant, op. cit., no179; Josserand, op. cit., no1086; Bénabent, op. cit., no189; Colin et Capitant, op. cit., no891; Malaurie et Aynès, op. cit., no307; Ripert et Boulanger, op. cit., no2443; Piedelièvre (S.), Répertoire de droit civil Dalloz, t. 6, 1997, art. "Fruit", no48; etc.

(89) Huet, op. cit., no11437.

- (9) Plantiol et Ripert, op. cit., no86.
- (7) Beudent, op. cit., no179; Colin et Capitant, op. cit., no891; etc.
- (8) Malaurie et Aynès, op. cit., no307; Mazeaud, op. cit., no939; Piedelièvre, op. cit., no47 et 48; etc. 各々 Mazeaud, op. cit., no949 は「売買目的物の保存費用も所有権の帰属を根拠に買主の負担となる旨を指摘する」。
- (6) Plantiol et Ripert, op. cit., no84.
- (10) Plantiol et Ripert, op. cit., no86 et p. 89note3; Ripert et Boulanger, op. cit., no2443; etc.
- (11) Beudent, op. cit., no283. 同旨、Josserand, op. cit., no1153; Bénabent, op. cit., no162; Malaurie et Aynès, op. cit., p. 294note5; Mazeaud, op. cit., no1003; Plantiol et Ripert, op. cit., no147; Ripert et Bpulangier, op. cit., no2498; etc. 下記のベヤトロローニエスおとむブローは「裁判例として Aix, 26 Oct. 1970, D., 71. 370 を援用する」。
- (12) Colin et Capitant, op. cit., no942 et no891. 同旨、Beudent, op. cit., no283; etc.
- (13) Malaurie et aynès, op. cit., no505. 同旨、Beudent, op. cit., no283; Josserand, op. cit., no1153; Bénabent, op. cit., no189; Colin et Capitant, op. cit., no942; Huet, op. cit., no11437; Plantiol et Ripert, op. cit., no147; Ripert et Boulanger, op. cit., no2498; etc. なお「前出注(11)のエクス控訴院判決も「一六五二条の趣旨につき「代金支払の遅れをもたらした買主のフォートに対して制裁を与えるのが目的ではなく、買主が果実や目的物からもたらされる収入と代金の利息を同時に保持することはできないという衡平則の考慮に由来するものである」と説明する」。
- (14) Plantiol et Ripert, op. cit., no147.
- (15) Bénabent, op. cit., no165; Malaurie et Aynès, op. cit., p. 294note4; Plantiol et Ripert, op. cit., no147 et p. 168note3; Ripert et Boulanger, op. cit., no2498; etc. 各々も「貸貸され得る不動産が売買目的物の場合に利息発生を肯定した破毀院判決 (Req., 19 juin 1928, D. H., 29. 144) を援用する」。
- (16) 拙稿「前掲「特定物売買における所有者主義の危険負担」四七二―四九一頁参照。
- (17) フランス民法一二四五条の意義につき「北居功「売主瑕疵担保責任と危険負担の関係―種類債務の合意による特定を契機として―(三)」法学研究六九巻八号一九頁(一九九六年)二五頁以下、拙稿「特定物債務の現状引渡と危

「険負担」法学政治学論究二四号三八五頁（一九九五年）三九一頁以下参照。

(18) とりわけ、物権の規定として果実収取権を所有権の一権能たる添付権とする五四七条があり、一六一四条二項がそれと同内容を定めていると理解する限りでは、同条項独自の存在意義は希薄であると言えなくもない。